

役員及び評議員の報酬に関する規定

(目的及び意義)

第1条 この規定は、社会福祉法人むつみの里（以下「当法人」という。）の定款第8条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受け取る財産上の権利及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 役員等の報酬は、定款第8条に定めるとおり無報酬とする。

2 当法人の職員を兼務している役員等に対して職員給与を支給する。

(費用)

第4条 役員等が職務の遂行をする場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員が職務の遂行に当たって、旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第5条 当法人は、この規定をもって社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補足)

第6条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第7条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規定は、平成29年4月1日より施行する。